

初乗り運賃で
利用できます！

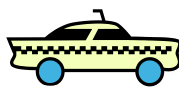


訓子府町内利用限定

高齢者ハイヤー利用サービス

利用者登録のお知らせ

町内での
お買い物に



通院や
おでかけに

対 象

訓子府町に住所を有する方で、満75歳に達する月の初日から利用できます。

利用の流れ

- ① 役場企画財政課で利用登録をしてください。
- ② 登録証明書とサービス利用券が後日届きます。
- ③ 訓子府ハイヤーを町内で利用するときに、登録証明書を提示し、サービス利用券と合わせて初乗り運賃(520円)を支払ってください。

※市街地などの利用で運賃が520円を超えない距離の利用の場合は、サービスの該当になりませんのでご注意ください。

申請の受付について

随時受付していますが、申請した月によってサービス利用券の交付枚数が変わりますのでご注意ください。

サービスの利用は、事前の登録が必要です。

申込み・問合せ

〒099-1498 訓子府町東町398番地
訓子府町役場企画財政課 (庁舎2階 窓口12番)



47-2115

詳しくは

裏面をご覧ください

7月からスタートした

高齢者ハイヤー利用サービス について

このサービスは、訓子府町に住所を有する方で、満75歳に達する月の初日から利用できます。
利用するためには、利用登録申請書を提出していただき、町が発行する顔写真付きの「登録証明書」が必要となります。（実際に乗車するときは、その都度「サービス利用券」も必要となります。）詳しくは、下記のサービス内容をご覧ください。

※このサービスを利用する場合、相乗りは原則的にできません。また、ハイヤーを一度降りたら、一旦タクシーメーターを切って運賃を精算することになります。

サービスのご案内

利用登録について

■ 利用登録に必要なもの

- ①利用登録申請書
- ②顔写真（縦3.5cm×横2.5cm）※
- ③印鑑（認印）
- ④保険証（本人確認のため）

申請後、「登録証明書」と「サービス利用券」を後日郵送します。

※顔写真は、申請時に町で顔写真を無料で撮影します。

代理人（本人以外）が申請する場合は、申請前6か月以内に撮影したもので無帽、正面、上三分身の登録者の顔写真を持参願います。その場合、申請者本人の実費負担となります。

なお、代理人申請の場合は、代理人の方の身分を証明できるものを持参願います。

※75歳の誕生日の属する月の前月の15日から申請でき、利用は75歳の誕生日の属する月の初日から利用できます。

（例）7月31日で満75歳になる方
申請→6月15日から申請できます。
利用→7月1日から利用できます。

窓口:役場庁舎2階 企画財政課
（エレベーターをご利用ください）

ハイヤー利用について

■ 訓子府ハイヤーで利用できます

町内に限り定額でハイヤーが利用できます。

乗車した時は、「登録証明書」を運転手に見せるとともに、「サービス利用券」を1枚渡してください。

料金は、メーター額にかかわらず初乗り運賃（520円）のみを支払ってください。

※初乗り運賃を超えた運賃は町が負担します。

※サービス利用券は、年間48枚（1か月当たり4枚×12か月）が上限となります。

ただし、登録した月から同年度の3月までの月数に4を乗じた数が交付上限枚数となります。

（例）サービスを7月から利用する場合の交付上限枚数
→7月から同年度の3月まで=9か月
9か月×4枚=36枚

